

1.介護報酬に係るもの（1割、2割、3割負担）1日につき																											
項目	区 分	要介護度 区 分	介 護 報 酬		利用者負担額																						
			単 位	金額(10割)	(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)																				
① 基本額	併設型介護予防短期入所生活介護 (Ⅰ)従来型個室・(Ⅱ)多床室	要支援1	446 単位	4,852 円	486 円	971 円	1,456 円																				
		要支援2	555 単位	6,038 円	604 円	1,208 円	1,812 円																				
② 加算額	療養食加算	対象者のみ (1回につき)	8 単位	87 円	9 円	18 円	27 円																				
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士80%以上または動続10年以上介護福祉士35%以上 (1日につき)	22 単位	239 円	24 円	48 円	72 円																				
	若年性認知症利用者受入加算	対象者のみ (1日につき)	120 単位	1,305 円	131 円	261 円	392 円																				
	送迎加算	片道につき (1回につき)	184 単位	2,001 円	201 円	401 円	601 円																				
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(上記基本額+②加算額)×合計単位数の1000分83に該当する単位数×10.88円(川崎市の地域加算)－9割、8割、7割分(小数点以下切り捨て)＝利用者負担(1割、2割、3割分)																										
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(上記基本額+②加算額)×合計単位数の1000分27に該当する単位数×10.88円(川崎市の地域加算)－9割、8割、7割分(小数点以下切り捨て)＝利用者負担(1割、2割、3割分)																										
介護職員等ベースアップ等支援加算	上記①基本額+②加算額より算定した合計単位数の1000分の16に相当する単位数×10.88円(川崎市の地域加算)－9割、8割、7割分(小数点以下切り捨て)＝利用者負担(1割、2割、3割分)																										
利用者負担の計算方法	(①②の計算による1ヶ月のサービス合計単位数+介護職員処遇改善加算+介護職員等特定処遇改善加算+介護職員等ベースアップ等支援加算)×10.88円(川崎市の地域加算)－9割、8割、7割分(小数点以下切り捨て)＝利用者負担(1割、2割、3割分)ただし金額は小数点以下切り捨てなので、多少の誤差が出ます。																										
2.その他の費用(利用者負担10割)																											
					利 用 者 負 担 額																						
・滞在費	個室(室料と光熱水費相当)(1日につき)				1,300 円																						
	多床室(室料と光熱水費相当)(1日につき)				1,110 円																						
・食費(食材料費と調理に係わる費用)	朝食				480 円																						
	昼食				635 円																						
	夕食				535 円																						
食費及び居住費のうち、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している食費及び居住費の負担限度額(次表)となります。																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用者負担</th> <th colspan="2">居住費(滞在費)</th> <th rowspan="2">食費</th> </tr> <tr> <th>個室</th> <th>多床室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>320円</td> <td>0円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>420円</td> <td>370円</td> <td>390円</td> </tr> <tr> <td>第3段階(1)</td> <td rowspan="2">820円</td> <td rowspan="2">370円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>第3段階(2)</td> <td>1,300円</td> </tr> </tbody> </table>								利用者負担	居住費(滞在費)		食費	個室	多床室	第1段階	320円	0円	300円	第2段階	420円	370円	390円	第3段階(1)	820円	370円	1,000円	第3段階(2)	1,300円
利用者負担	居住費(滞在費)		食費																								
	個室	多床室																									
第1段階	320円	0円	300円																								
第2段階	420円	370円	390円																								
第3段階(1)	820円	370円	1,000円																								
第3段階(2)			1,300円																								
・理美容代	(理髪代・顔剃りは別料金)(1回につき)				1800円～																						
・通常の実施区域(川崎市、横浜市青葉区・都筑区)外への送迎費					実費(公共交通機関相当額)																						
・日用品費	(1日につき)				80 円																						
内訳	歯磨き粉、歯ブラシ、洗顔・手洗い用石鹸、ティッシュペーパー、ウエットティッシュ、タオル各種、綿棒																										
上記によらず、個別で使用する場合																											
	歯磨き粉(1本)				100 円																						
	歯ブラシ(1本)				200 円																						
	洗顔・手洗い用石鹸(1個)				100 円																						
	ティッシュペーパー(1箱)				100 円																						
	ウエットティッシュ(1箱)				400 円																						
	タオル各種(1枚)				250 円																						
	綿棒(50本入り)				150 円																						
※施設での提供を希望せず、自ら持参する場合は料金の負担はありませんが、日常生活上必要な身の回り品は、不足の無いようお願いします。																											
3.介護保険運営基準外の費用(利用者負担10割)																											
・趣味・嗜好品・外注食・喫茶室の飲食代					実費(喫茶代100～500円位)																						
・個人の都合で持ち込む電化製品の電気代					無 料																						
・希望者を対象にした行事に係わる費用					実 費																						
・個人の希望で遠方の病院などへ通院する際の送迎に要する費用					実 費(公共交通機関相当額)																						
・通常の送迎の実施地域内で介護報酬上に定める事由外の送迎に要する費用					実 費(公共交通機関相当額)																						

※おむつ代、日常生活上最低限必要な日用品費は介護報酬に係わる費用に含まれます。